

議案第27号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 目黒区長 青木英二

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月目黒区条例第35号）

の一部を次のように改正する。

第32条の2の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月目黒区条例第22号）の一部を次のように改正する。

付則第9項中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

（説明） 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当を支給するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。